

**鳥取県告示第 359 号**

医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 30 条の 6 の規定に基づき鳥取県保健医療計画を次のとおり変更したので、同法第 30 条の 4 第 12 項の規定により告示する。

平成 20 年 5 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

(「次のとおり」は省略し、変更後の計画書を鳥取県総務部県民室、福祉保健部医療政策課、各総合事務所県民局、東部総合事務所福祉保健局健康支援課、中部総合事務所福祉保健局健康支援課及び西部総合事務所福祉保健局健康支援課に備え置いて一般の縦覧に供する。)